

第一〇一回

参第一二号

日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律（案）

（日本原子力船研究開発事業団の解散）

第一条 日本原子力船研究開発事業団（以下「事業団」という。）は、この法律の施行の時に於いて解散する。

（清算人の任命等）

第二条 主務大臣は、前条の規定により事業団が解散したときは、遅滞なく、解散前の事業団の役員のうちから清算人を任命しなければならない。

2 主務大臣は、清算人が職務上の義務に違反したとき、その他その職務を適切に遂行していないと認めるときは、その清算人を解任することができる。

3 清算人が欠けたときは、主務大臣が清算人を任命する。この場合においては、解散前の事業団の役員以外の者のうちからも任命することができる。

（清算人の代表権）

第三条 清算人は、事業団を代表する。

（清算事務の監督）

第四条 清算人は、就任の後、遅滞なく、事業団の財産の現況を調査して財産目録及び貸借対照表を作成し、主務大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 清算人は、主務大臣の定める清算計画に従つて清算を行わなければならない。

3 主務大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対し、清算に関して必要な事項を命ずることができる。

（清算行為の特則）

第五条 清算人が次の行為をしようとするときは、主務大臣の認可を得なければならない。

- 一 事業団の財産の処分
- 二 訴えの提起
- 三 和解契約又は仲裁契約の締結
- 四 権利又は利益の放棄

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（剰余財産の帰属）

第六条 清算人が附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる旧日本原子力船研究開発事業団法（昭和三十八年法律第百号）第三十七条第一項及び第二項の規定により剰余財産を分配した後において、なお剰余を生じたときは、その剰余財産は、国庫に帰属する。

（決算書類提出の義務）

第七条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、主務大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 前項の決算報告書には、清算に関する重要な書類、事業団の帳簿及びその業務に関する重要な書類を添付しなければならない。

3 第五条第二項の規定は、第一項の承認について準用する。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十三条及び第七十八条から第八十一条までの規定は、事業団の清算について準用する。

(原子力船に関する措置)

第九条 清算人(破産した場合には、破産管財人)は、旧日本原子力船研究開発事業団法第二十三条第一項第二号の規定により建造された原子力船について、これに設置されている原子炉が当該船舶において運転されることがないようにするため必要な措置をとらなければならない。

(主務大臣)

第十条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣及び運輸大臣とする。

(罰則)

第十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四条第三項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

三 附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる旧日本原子力船研究開発事業団法第三十七条第一項の規定に違反して、残余財産を分配せず、又は同項若しくは同条第二項の規定に違反して、残余財産について、出資額に応じない分配をし、若しくは出資額を超える分配をしたとき。

四 第八条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

五 第八条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求を怠つたとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(日本原子力船研究開発事業団法の廃止)

第二条 日本原子力船研究開発事業団法(昭和三十八年法律第百号)は、廃止する。

(日本原子力船研究開発事業団法の廃止に伴う経過措置)

第三条 日本原子力船研究開発事業団法は、前条の規定にかかわらず、事業団の解散及び清算に関しては、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

(再就職の援助等)

第五条 国は、事業団の職員の再就職の援助その他その職員の職業及び生活の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、日本原子力船研究開発事業団」を削る。

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和三十九年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本原子力船研究開発事業団の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中日本原子力船研究開発事業団の項を削る。

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「、日本原子力船研究開発事業団」を削る。

(地方財政再建促進特別措置法等の一部改正に伴う経過措置)

第十条 改正前の地方財政再建促進特別措置法第二十四条第二項の規定、所得税法別表第一第一号の表、法人税法別表第二第一号の表及び地方税法第七十二条の五第一項第七号の規定は、清算中の事業団については、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第十一条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第七号中「、動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力船研究開発事業団」を「及び動力炉・核燃料開発事業団」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二条 運輸省設置法(昭和三十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十六号の三を削り、第十六号の三の二を第十六号の三とする。

第二十四条中第三号の二を削り、第三号の三を第三号の二とする。

(国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第十三条 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和三十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条のうち第四条の改正規定のうち同条第三十号中「、日本原子力船研究開発事業団」を削る。

第百三十条のうち第三条の次に一条を加える改正規定のうち第三条の二第一項第百六十五号中「、日本原子力船研究開発事業団」を削る。

理 由

我が国における原子力船の研究及び開発の現状にかんがみ、日本原子力船研究開発事業団を解散するとともに、その清算手続及び剰余財産の帰属並びにその建造に係る原子力船に関する措置について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。